

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月21日

香芝市公平委員会 委員長 浅越 保

香芝市公平委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第1条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(平成3年公平委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名押印して」を削る。

第7条第1項中「作成し、委員各員が記名押印する」を「作成して要求者に送達する」に改め、同条第2項を削る。

第1号様式から第3号様式までの規定中「印」を削る。

(再就職による依頼等の届出の手続に関する規則の一部改正)

第2条 再就職者による依頼等の届出の手続に関する規則(平成28年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別記様式中 「(ふりがな) () を 「(自署) 「(ふりがな) () 氏名 氏名」 に、 氏名」に改める。

(公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第3条 公務災害補償の審査の請求に関する規則(平成14年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「記名押印して」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。